

新型コロナウイルスの感染症対策マニュアル（改訂）

令和2年9月28日（月）

志布志市立有明小学校

I 基本大原則

- 1 安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避けること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、児童及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

II コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

- 1 発熱等かぜ症状のある児童の出席停止の徹底
 - (1) 家庭での健康観察
毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。「元気カード」は、家庭で記載いただき、毎日提出してもらい、学校と健康状態についての情報を共有する。
 - (2) 登下校時の注意
集団での登下校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることからマスクの着用など、咳エチケットを守るとともに、手が届かないくらいの距離をおいて歩くように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。
また、気温・湿度や暑さ指数が高い日は、屋外でマスクを外すよう積極的に声をかけるなどの指導を行う。
 - (3) 学校での朝の健康観察（学級担任等）
 - ① 児童は、登校したら元気カードを職員室廊下の学年別カード入れに入れ、校長室廊下の学年別名簿に○印をつける。元気カードを忘れた児童は、非接触型体温計で検温をしてもらい、名簿に体温を記入する。
 - ② 学年サポート職員は、元気カードと児童が記録した名簿をもとに、学年別に児童の健康状態をチェックし、一覧表を教頭に提出する。
 - ③ 養護教諭等は、朝の会での健康観察の結果を学級ごとにまとめ、教頭に報告する。
 - ④ 教頭は、一覧表と養護教諭からの健康観察の報告をもとに、新型コロナウイルス関連の欠席者（児童・職員）を校長へ報告するとともに、市教委へも報告する。
 - ⑤ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。特にマスクの常時着用による水分不足や軽い熱中症にも注意する。
 - ※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「体温等チェック表」に記録し、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり
 - (1) 基本的な感染症対策
石けんでの手洗い（始業前、2校時休み、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後、掃除の後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。

(2) 教室内の換気・配席の工夫

- ア 可能な限り窓は常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開ける。ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童の服装についても配慮する。
- イ 教室内では、マスクを着用することとし、児童間の距離を可能な限り一定程度（1～2m程度が望ましい）離す。マスク忘れを防ぐために、かばんの中にスペアのマスクを入れておくことを保護者にお願いする。やむを得ず忘れた場合は、学校からマスクを提供する。
- ウ 座席間を離して着席するなど、できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。1学級の人数が20人程度の場合は、座席間を1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるように着席させるなど工夫する。
- エ グループ活動を行う際に、身体的距離がとれない場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。

● クラスタ（集団）の発生リスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

2 人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

(3) 給食時の注意点

配食時は、担任とサポート職員の二人体制で給食指導に当たり、児童全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、給食当番は自分のエプロン・三角巾・マスクを着用する。また、給食当番以外の児童もマスクを着け、口からの飛沫等が食品に付着しないように注意させる。会食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。

(4) 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレ等、児童が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（入口ドアノブ、掃除用具入れのドアノブ、階段手すり、水道の蛇口、スイッチ等）は、1日に1回程度、次亜塩素酸電解水で消毒をする。拭き取った布はその日のうちに洗って干す。（掃除用の雑巾と混ざらないように気をつける。）

※ 10月8日からは市教委派遣のスクールサポーターも消毒活動を行う。

【作業場所と担当者】

各教室－学級担任

非常階段出入口－1階 ひまわり担任、2階 6年担任

男子職員便所・女子職員便所－その週の当番職員 校長室－校長

職員室－教頭 図工室－平野、家庭科室－上山

事務室・資料室・正面玄関－中尾 理科室・理科準備室－中村

助手室・印刷室・児童玄関－窪田 保健室・コンテナ室－上山

音楽室－西村 図書室－福元

多目的室・体育館（トイレ以外）－松尾 1階児童便所－窪田、中村

2階児童便所－西村、福元 体育館便所－教頭

外便所－上山、校庭使用のスポーツ少年団育成者 体育館便所－夜間利用団体

3 各教科学習等における留意事項

(1) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科，図画工作科，美術科，技術・家庭科，体育科等において共用で使用する器具や用具，ICT機器を使用する場合は，使用前後に手洗いや消毒を行う。

※ ICT機器を消毒する場合は，消毒液を直接機器に噴霧せず，布等に消毒液を含ませて拭くこと。

(2) 特に配慮を要する教科

○ 家庭科

- ・ 調理実習については，換気，身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討する。

- ・ 被服実習を行う際には，児童同士が近距離で作業することを避け，実習台や共用の用具の消毒を行う。

○ 体育科，保健体育科

- ・ 飛沫感染の恐れがない活動時には，マスクを着用せずに活動してもよい。

- ・ できる限り，屋外で学習する。

- ・ 体育館を使用する際には，体育館の窓を開放し，十分な換気を行う。

(開放が難しい場合は，20～25分ごと30分～1時間に1回活動休止し，10分程度の換気を行う。)

- ・ 「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったりする接触したりする運動」は，可能な限り感染症対策を行った上で，実施することを検討する。

- ・ 近距離での会話や活動は避ける。

- ・ 大声での応援，ハイタッチ，握手，補助等の身体的接触は避ける。

- ・ 多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は，手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら，石けんで手洗いをする。

- ・ 準備及び片付けにおいて，近距離になる状況を避ける。

○ 音楽科

- ・ 「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」については，可能な限り感染症対策を行った上で，実施することを検討する。

○ 英語・外国語活動

- ・ 握手，ハイタッチや，身体の接触を伴う活動は避ける。

4 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・ 修学旅行は10月21，22日に県内旅行を実施する。宿泊学習は11月25，26日に実施する。その際，一般財団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルスの対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（6月3日公表）等参考にしつつ，旅行事業者等と連携して，それぞれの実情に応じて行う。

5 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため，十分な睡眠，適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

6 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から，児童の状況を的確に把握し，健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして，心の健康問題に適切に取り組む。

7 感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは，児童及びその家族，教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡

大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰もが感染する可能性があるのもであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

8 個人情報の保護について

児童・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

9 保護者への注意喚起

児童については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・ 毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・ 家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・ 家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・ 家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。
- ・ 再び臨時休業措置がとられた場合、安心安全光の子メールでを通じて家庭への連絡をすることを伝え、全家庭がメールを受信できるような環境を整えるように依頼する。

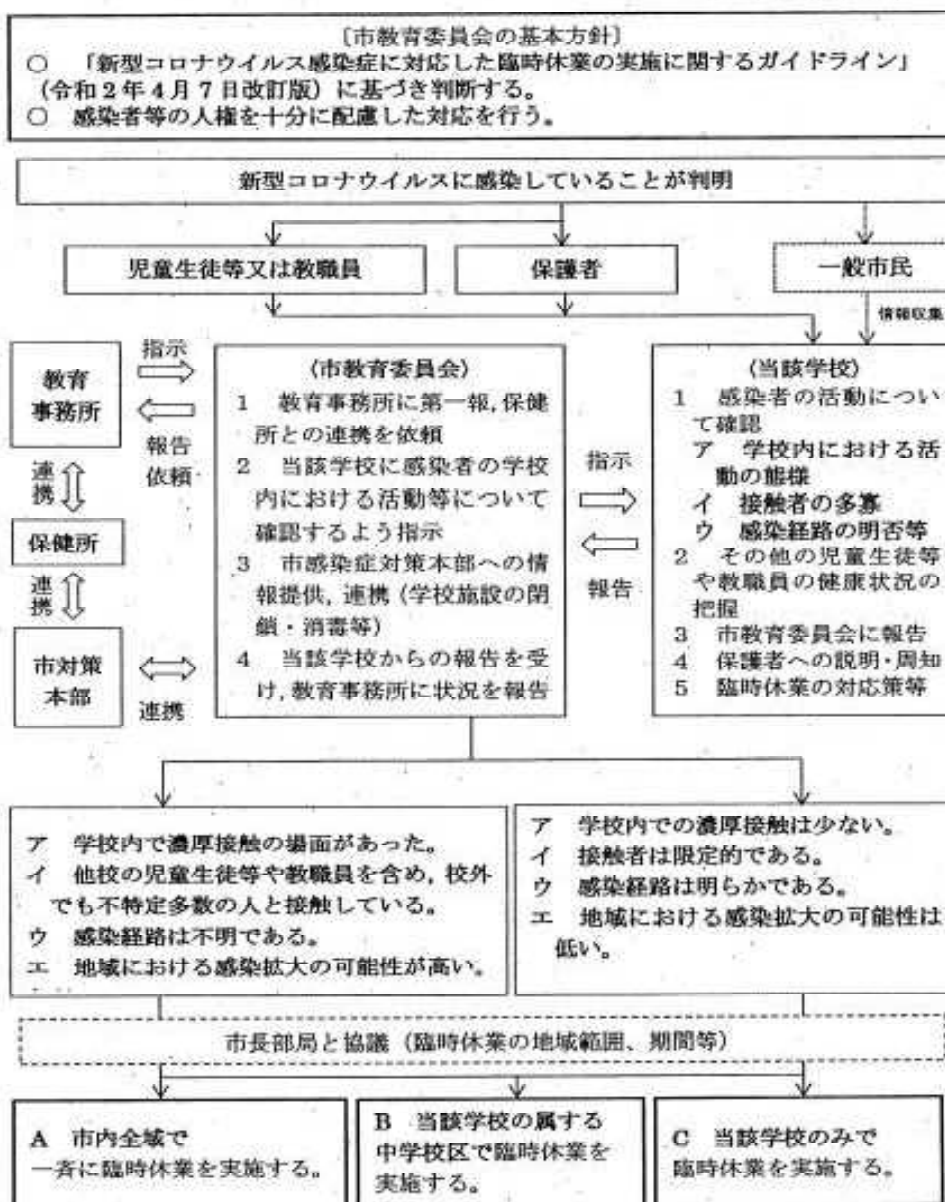
11 教職員の出勤等のサービス

- (1) 教職員が罹患した場合は、病気休暇を取得させる。
- (2) 教職員が発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、特別休暇等を取得させる。
- (3) 教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には、特別休暇等を取得させる。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止において、職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合は特別休暇の取得が可能である。
- (5) 臨時休業その他の事情に伴い、子の世話をを行う職員から特別休暇取得の申請があった場合に当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に特別休暇の承認する。
- (6) 臨時休業中の在宅勤務については通勤時や学校での勤務時に「3密」を回避できない場合やその他特別に「3密」に回避できない理由がある場合に承認できる。特別な理由とは「高齢者」「基礎疾患がある者」「免疫抑制状態にある者」「妊娠している者」などが該当する。なお、在宅勤務の承認は、校長が行う。
- (7) 市費職員については、市教委教育総務課とも事前に相談して対応する。

Ⅲ 新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応マニュアル

新型コロナウイルス感染が判明した場合の危機管理対応マニュアル

令和2年4月17日
志布志市教育委員会



新型コロナウイルス感染症発生に係る初動対応マニュアル(案)

R2.7.27

志布志市教育委員会

【想定】 1 児童生徒等又は教職員の感染が疑われた場合→ 2 PCR検査実施→ 3 感染が判明した学校の臨時休業の検討とその初動

※情報共有

感染者	児童生徒	教職員	保護者	一般市民
<p>① 設置者が直ちに確認すべき事項・情報等</p> <p><学校の事前の取組> ○児童生徒の緊急連絡先把握 ○学校のHP整備 ○安心安全メールの登録</p> <p>★「ガイドライン」確認事項</p>	<p>【学校】</p> <p>① 感染児童生徒の基礎情報(学年・学級、家族構成、家族の健康状態等) ② 感染児童生徒の学校内での活動の態様★(校内の活動場所等) ③ 校内での接触者の確認★(多寡、不特定多数との接触の有無) ④ 学校関係者との接触の有無★ ⑤ 保護者から聞き取る) ⑥ 感染児童生徒の学校外での他人との接触機会の有無(習い事、少年団、塾等) 【市教委】 ⑥ 感染経路の明否★【保健所からの情報】(感染経路の判明可否、集団感染の有無) ⑦ 志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談</p>	<p>【学校】</p> <p>① 感染教職員の基礎情報(担当学年・学級、家族構成、家族の健康状態等) ② 感染教職員の学校内での活動の態様★(校内の活動場所等) ③ 校内での接触者の確認★(多寡、不特定多数との接触の有無) ④ 学校関係者との接触の状況確認★ ⑤ 感染教職員の学校外での他人との接触機会の有無(保護者、サークル、習い事等) 【市教委】 ⑥ 感染経路の明否★【保健所からの情報】(感染経路の判明可否、集団感染の有無) ⑦ 志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談</p>	<p>【学校】</p> <p>① 感染保護者及び濃厚接触者の基礎情報(学年・学級、家族構成、家族の健康状態等) ② 濃厚接触者(児童生徒)の学校内での活動の態様★(校内の活動場所等) ③ 濃厚接触者(児童生徒)の接触者の確認★(多寡、不特定多数との接触の有無) ④ 学校関係者との接触の有無★ ⑤ 濃厚接触者(児童生徒)の学校外での他人との接触機会の有無(習い事、少年団、塾等) 【市教委】 ⑥ 感染経路の明否★【保健所からの情報】(感染経路の判明可否、集団感染の有無) ⑦ 志布志保健所と情報確認及び今後の対応について相談</p>	<p>【市教委】</p> <p>① 志布志保健所との連携により情報収集 ② 市対策本部との情報共有 ③ 学校への適切な情報提供</p> <p>※感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、臨時休業すべきかを判断する。 (文科省「ガイドライン」【判断する際の観点】) ア 学校内における活動の態様 イ 接触者の多寡 ウ 地域における感染拡大の状況 エ 感染経路の明否 オ その他</p>
<p>② 情報共有すべき機関(連絡相談相手)等</p>	<p>① 志布志保健所 ② 市関係部局(市長、副市長、総務課、保健課、福祉課、教育委員会3課等) ※市対策本部会議 ③ 大隅教育事務所 ④ 市内小中学校及び志布志高等学校、尚志館高校等 ⑤ 学校給食センター ⑥ その他(緊急連絡先・必要な所) 学校医等</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業(実施の責務、規模及び期間)、個別の出席停止の判断(原則、直ちに3日間程度の臨時休業。延長の場合は感染の状況等に応じて判断) 【想定する臨時休業のパターン】 A: 一斉臨時休業 B: 感染した児童生徒が居住する中学校区にある全小中学校のみ C: 感染した児童生徒の在籍する学校のみ</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業又は個別の出席停止の判断(原則、直ちに3日間程度の臨時休業。延長の場合は感染の状況等に応じて判断) ② ③、④は「児童生徒」と同様</p>	<p>① 保健所と十分な相談により市対策本部が判断 ② 児童生徒、教職員が濃厚接触者である場合は、「保護者」と同様の対応 ③ 感染経路が学校関係者に関係のない場合は、通常どおり学校における教育活動の実施</p>
<p>③ その日のうちに判断すべき事項</p>	<p>① 保健所との十分な相談による臨時休業(実施の責務、規模及び期間)、個別の出席停止の判断(原則、直ちに3日間程度の臨時休業。延長の場合は感染の状況等に応じて判断) ② 学校内の消毒実施の指示 ③ 保護者への周知内容 ④ 臨時休業中又は出席停止の指示事項 ・臨時休業(出席停止)中の家庭での過ごし方 ・臨時休業期間中(出席停止)の児童生徒等の学習 ・臨時休業中の児童生徒の学校受入の方針等 (保護者が医療関係、介護施設又は保育所等の従事者等にある場合には、小学校4年生までの児童又は支援が必要な児童を受入可)</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校再開の時期 (保健所との十分な相談の上) ② マスクの作成、消毒液の学校供給 ③ 感染症発生に関する市長メッセージ ④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知等</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校再開の時期 (保健所との十分な相談の上) ② マスクの作成、消毒液の学校供給 ③ 感染症発生に関する市長メッセージ ④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知等</p>	<p>① 感染児童生徒の学校復帰の時期(2回の検査陰性の結果)又は学校再開の時期 (保健所との十分な相談の上) ② マスクの作成、消毒液の学校供給 ③ 感染症発生に関する市長メッセージ ④ 市HPでの風評被害防止のメッセージや新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての周知等</p>
<p>④ 中期的判断の必要な事項等</p>				

